食品廃棄物等適正処理

~処理業者の視線からの留意事項~

2016.9.7.



株式会社京都環境保全公社



当社の事業概要

商 号 株式会社 京都環境保全公社

創 立 昭和49年7月

資本金 15億4百万円

事業内容 産業廃棄物収集運搬、中間処理及びリサイクル 最終処分

株 主 京都府、京都市、民間企業43社

取引先銀行 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫

加盟団体 京都商工会議所、京都工業会、京都府産業廃棄物協会

千両松地域工口協議会、全国廃棄物処理公社等連絡協議会

日本RPF工業会、など

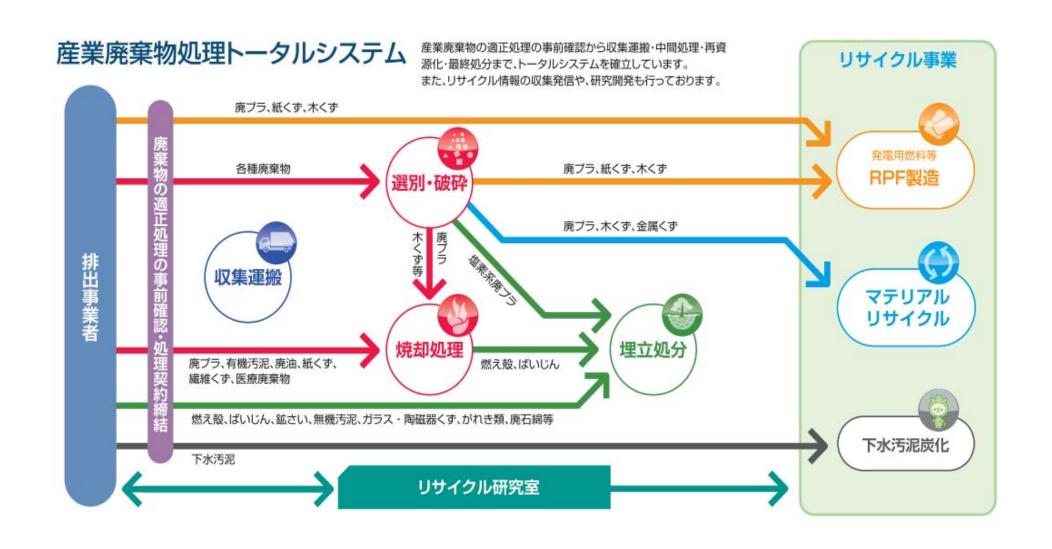






序

当社の事業概要(廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分、分析、研究など)





序

当社の事業概要(各種処理・処分・リサイクル・運搬)

*焼却処理

産業廃棄物の焼却 (100トン/1日)



*埋立処分

産業廃棄物の埋立(燃え殻・煤塵などを埋立処分)



* 各種リサイクル原料製造(廃棄物から再資源化へ)

RPF 製造 下水汚から 土壌改良材

セメント原料 等再資源化







* 収集運搬

一般工場・医療機関・工事現場・などから運搬









当社での食品廃棄物・商品廃棄物処理の基本的考え

当社における食品系廃棄物・商品系廃棄物処理は、

依頼された廃棄物を責任もって完全廃棄することができる

「焼却処理」を薦めています。併せて法順守は当然のこと

処理工程の見える化を進めることでお客様へ

「安心」・「安全」・「信頼」を提供することを基本としています。



処理会社として出来る廃棄物流出防止対策として(廃棄物の事前確認)







{お問合せ}

お客様から廃棄物 処理のお問い合わせ。

{廃棄物の確認}

廃棄物内容の確認、 処理方法のご希望など

{処理検討会}

社内で処理・保管などの 検討・決定

(営業・処理・環境の各担当)



処理会社として出来る廃棄物流出防止対策として(契約と受入)







{廃棄物処理契約}

廃棄物数量・処理方法、 価格等のご契約。

{ご搬入・受入}

ご契約内容に沿った廃棄物をご搬入時に確認。

(ANKYO)

4

処理会社として出来る廃棄物流出防止対策として(保管or処理)



{廃棄物保管}

処理の状況や工程などにあわせて 廃棄物を流失予防を行い 確実に保管



{各種処理}

処理検討会決定の処理方法を履行 必要に応じて前処理の 破砕・選別工程など実施



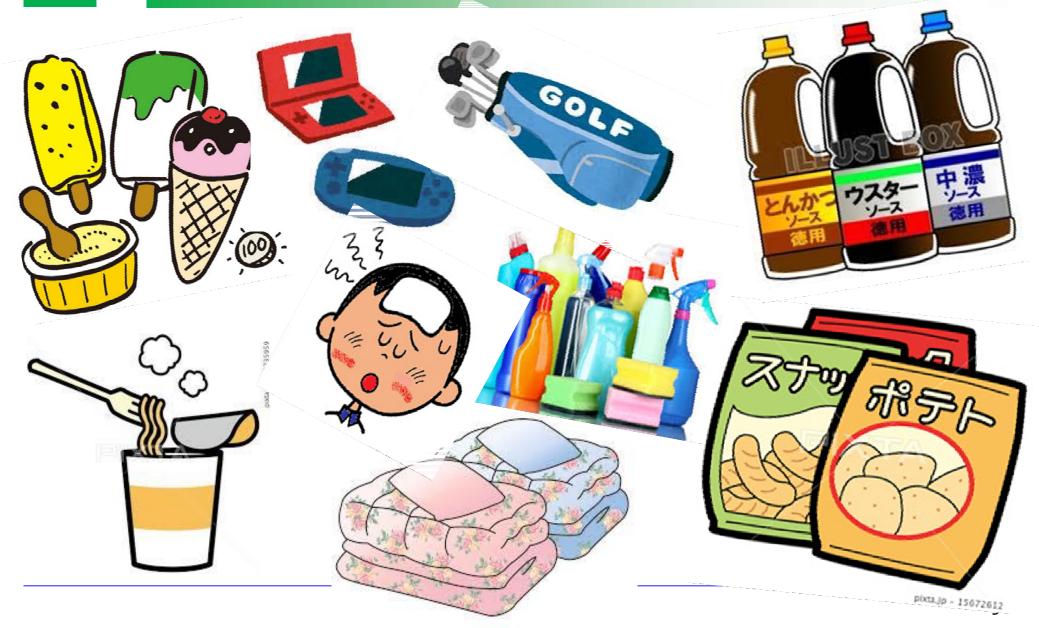
処理のイメージ(破砕や焼却処理の主な流れ)



廃棄物の大きさなど必要に応じ細かくする為に<u>破砕処理</u> その後焼却炉へ投入



当社取扱食品・商品系廃棄物の一例



当社の商品系廃棄物の保管方法

- 受入→保管→各種処理工程を構内監視カメラにて常時録画。
- 監視カメラにて撮影された映像は約1ヶ月保存。



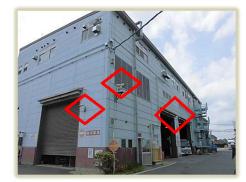
- 焼却炉運転室及び処理現場側管理職事務所にて<u>モニター監視</u>
- ご要望がある場合は必要に応じ施錠できる倉庫にて保管。
 - ① 受付カメラ



② 受付モニター



③ 構内カメラ



④ 事務所モニター





当社監視カメラ内容 (映像モニタリングシステム)

お客様から処理を依頼された廃棄物を現在13台の構内監視カメラで常時監視しています。

今後は更に監視カメラを28台増設!! 監視カメラの死角をなくし

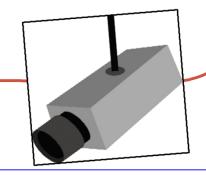
「犯罪抑制」・「有事の際の録画映像確認や業務改善」に活用。

お客様から処理依頼された「廃棄物の流出、不正持ち出し」の防止

に取り組んでいます。







当社監視カメラ (モニタリング設置場所)



敷地面積 25,000㎡ (概算)



処理会社として出来る廃棄物流出防止対策として (従業員教育事例)

- ① 業界内の不適正事案などを紹介して適正処理に向けた社内研修を 実施。
- ② 社内で環境委員会を設け毎月実施。環境関連の取組み状況報告、 特別事案の処理状況報告、環境法規制の変更点の周知、及び構内 巡視を実施。

③ ISO14001の取組みを通じて、各職場の環境改善や業務手順など

机上及び現場で監査を実施。







排出事業者様へお願い。



(処理委託される廃棄物が正しく処理されることを願って!!)

排出事業者の処理責任!!

日々の仕事で出る産廃の処理責任は、それが最終的に埋め立てられたり、リサイクルされ 廃棄物でなくなるまで(いわゆる最終処分まで)の間、その産廃を出した排出事業者に課 せられ、また、最終処分されるまでの間、排出事業者には処理が適正に行われるために必要 な措置をとる責任(注意義務)があります。

そのため、許可を有する産廃業者に処理を委託したとしても、その責任は免れません。 また、処理の途中で産廃が不法投棄されるなど不適正な処理がされた場合、不法投棄をした者だけでなく、排出事業者に対しても産廃の撤去などの措置命令がされることがあり、 また、排出事業者の代表者や担当者が罰せられ、名前が公表されるなど、会社全体の 社会的信用の低下は免れず、企業のブランドイメージの低下にも繋がることも予想されます。



排出事業者様へお願い。



(処理委託される廃棄物が正しく処理されることを願って!!)

廃棄物処理を依頼する会社判断のポイント(例)

- ①契約前の処理会社へ訪問、処理現場確認を行ない、信頼して処理依頼できるかを判断。
 - *経営状況や経営姿勢の確認(会社概要、決算書、環境報告書、など)
 - *許可書の確認(処分内容・許可品目など)
 - *処理業者の確認 「依頼する廃棄物の処理方法を確認」
 - *適正な処理価格の確認。(比較見積取得)
 - *優良事業者認定の有無を確認(信頼できる会社の判断材料のひとつ)
- ②契約時に処理業者と十分協議の上、契約を締結する
 - *廃棄物の荷姿や搬入量などについて協議後に契約締結

(例:荷姿、一回搬入あたりの数量、必要な措置(穴あけ、開封、他)

排出事業者様へお願い。



(処理委託される廃棄物が正しく処理されることを願って!!)

廃棄物処理を依頼する会社判断のポイント(例)

③定期的な現場視察の実施

*年1回~2回、もしくは頻度が低い廃棄物についてはその都度現場を訪問し

契約内容に基づく処理がされているかを確認する

- ④マニフェストの正確な記入、チェック及び管理
 - *定められた内容を明確に記入し、搬入時、処理後に

返却されるマニフェスト内容チェックする

- ⑤その他
 - *写真付きの廃棄証明書の依頼
- *監視カメラによる映像を提供の依頼

排出事業者様へお願い。

(処理委託される廃棄物が正しく処理されることを願って!!)

廃棄物処理を依頼する会社判断のポイント(例)

	考資料) 食品廃棄物処理業者の現地確認チェックリスト(例) ◎ 特に転売防止に関するチェックポイント	(参考 産廃処理基準 (中間処理業者に関するものを抜粋)) ① 必分に伴って産業廃棄物が所敬し、及び定出しないようにすること。 ② 必分に伴って産業廃棄物が所敬し、及び定出しないようにすること。 ③ 産業廃棄物の必分に伴ってこれる保管する場合は次によること。
◆ 導	『業場、従業員等の確認(5S関係)	ア周囲に囲いを設けること
	従業員は適切な作業服、安全帽、保護具を着用しているか。	イ 見やすい箇所に掲示板が設けられていること
	従業員は挨拶ができているか。	ウ 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように次に掲げる措置を講すること。 (ア) 汚水が生するおそれがある場合にあっては、汚水による公士の大塚及び地下水の汚りを防止するために必要な排水漁その他の影
	応対者は誠実に対応し、質問には丁寧に回答しているか。	(ス) / カスかんエッシのこれが必要可に必っては、フスかにからなどだいが、現在では、アスカーのである。 備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で置うこと。
	場内に廃棄物の飛散等はなく、清潔に保たれているか。	(イ)屋外において容器を用いず保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さ(※1)を超えています。
	場外に廃棄物や汚水の流出、悪臭等はないか。	ないこと。 (ウ) その他必要な相面
	○従業員への廃棄物処理法などの教育(転売の違法性の教示等を含む)は実施しているか。	エ ねずみが生態し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
ヒア	リング内容	オ 処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならないこと。
	7	カ 通常、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14 を乗じて得られる数量 (建設業に係る産業廃棄物など一部例外あり)を超えないようにすること。
		④※家電リサイクル法、石綿含有産業廃棄物に係る記述のため記載省略
		⑤産業廃棄物を焼却する場合には、施行規則で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。 ⑥産業廃棄物の熱分解(燃焼を伴わずに加熱により分解すること)を行う場合には、施行規則で定める構造を有する熱分解設備を用いて
L		◎歴末の末がの他の前、心部がを行わりに加州により力解すること。を11万場口には、2011が時に走める情景を持する他の所が成場を用いて 環境大臣が定める方法により提出すること。
◆ 処	理施設の確認	(4) 3 東京神会(明) 3 時長 (4) 開発自由 直接負荷部分 50%勾配
	施設は正常に稼働しているか。	(61) 廃棄物が囲いに接しない場合は、 囲いの下端から勾配50%以下。廃棄 が50cm 基準線
	施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	物が囲いに接する場合(直接負荷部
	産廃の飛散、流出及び地下浸透防止措置が取られているか。	分のある壁) は、囲いの内側と用ま では囲いの高さより00mの線以下と 原薬物 (約26.5度)
	生活環境の保全上支障が生じるような悪臭、騒音、振動が発生していないか。	U. 2mを超える内側は7aGEO%以
	施設から汚水などが排水されていないか。	下 (約26.5度) とすること。
	◎(ビット等への直接投入する契約をしている場合)ビット等への直接投入が適切に実施されているか。	•
ヒア		◆ 委託契約書・マニフェスト・帳簿・売却伝票等の確認
	7	□ 委託契約書、マニフェストは適切に記載され、保管されているか。
		□ 帳簿は整備され、委託した処理は適切に記載されているか。
		○ 処理後のもの(包装材などを含む)が他社で最終処分等されている場合など)処理後のものの処
\Box	_	理委託が委託契約書、マニフェストで確認できるか。 (
◆ 伢	R管施設の確認	□ □ (年記して回われんなことれたが建後のものか元却とれている場合など) 処理後のものの元却か元却 伝票等で確認できるか。
	周囲に囲いが設けられているか。	□ 返送されたマニフェストと売却伝票や帳簿とは、整合が取れているか。
	必要な事項(保管する産廃の種類、保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先、屋外保管の場合は高 さ等)を表示した掲示板が見やすい所に掲示しているか。	□ 処理前の産廃と処理後のものの量は、処理工程を踏まえて妥当か。
	保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性 の材料で覆っているか。	ヒアリング内容
	屋外で保管している場合、その高さは基準を超えていないか。	
	ねずみの生息や蚊、はえその他の害虫が発生していないか。	
	保管量は、処理能力の 14 倍(一部例外あり)を超えていないか。	
	◎ 処理後のものは、滞留していないか。	◆ 管理体制等の確認
	○ 転売が疑われる保管(段ポール詰め冷蔵・冷凍庫での保管等)はないか。	□ ISO14001、KES、エコアクション 21 などの認証を取得しているか。
	○ (数日間保管する場合)保管施設の防犯・監視体制は適切か。	企業の経営方針が明確に公開されているか。
	◎ 包装状態の製品の分別作業は適切に実施されているか。	地域住民との関係が良好であり、地域に貢献しているか。
	◎ 保管されている処理前の産廃のマニフェストD票は返送されていないか。	□ 地域住民の敷地内、事務所内、車両等施設への視察に応じているか。
ヒア	リング内容	ヒアリング内容
	7	

現地確認チェッ食品廃棄物処理業者



排出事業者様へお願い。



(処理委託される廃棄物が正しく処理されることを願って!!)

廃棄物処理を依頼する会社判断のポイント(例)

	許可番号(下6桁)) :			収集運搬: 和	責替保管		委託	廃棄物名	環境委員長	環境副委員長	EMR	部門長	所属長	調査者氏名
囲と廃棄物の	中間処理:								スチック類						(印)
	最終処分:							19600	ハ						(113)
会社	①創業年月:	年	月	日	②資本金:	千円		③従業員数:	名(グループ会社会	先方応対る					
概要	④敷地面積:		m^2		⑤年間取り扱	い量:	t	⑥売上高:	千円	確認日時:	3	年月	日	:	

チェック方法: ①書類(測定結果、手順書等)、現場(保管、処理、処分の施設)を確認し、添付書類として併せて記録する。

②口、△項目※2に適合する場合は(良好な場合)塗りつぶす(口、△)非該当は取り消線。(例:口許可期限内)

「**1**」=オ [O] = 区分 ロ、ムに 委託先の事 許 可 証 過去の許可 優良認定を 処分業者 信用 5 度 廃棄物に関 廃棄物 受入 保管施 廃棄物保管

環境保全は

設

※3) 評価欄の記入 評価基準:「3」=非

当社使用のチェックシート!!

(許可書・信用度・保管施設・

収集運搬・中間・最終処分など)

委託担当及びISO担当が先方処理

会社で「*現場確認」*を実施。

口囲い高さ強度 口廃棄物の飛散、流出、地下浸透防止対策 △雨水防止 漏洩防止対策と河川への排水(経路図等) 予防対策(消化設備、土嚢等)、緊急対応手順書 口消防法表示 口危険物表示 口予防対策 △対応訓練・対応手順 ●消防法の該当有無 △騒音、粉塵、安全対策 △保護具 作業風景の写真撮影、作業環境の測定値 周辺生活環境への悪臭、騒音等の影響 △周辺への影響無い ム施設反対の看板無い 敷地境界と施設周辺生活環境の測定値

る場合。

できる場合」

回/日

t搬入

排出事業者様へお願い。



(処理委託される廃棄物が正しく処理されることを願って!!)

廃棄物処理を依頼する会社判断のポイント!!



[ポイント]

不適正な処理を「されない、させない」 ためにも、処理を委託した産廃処理会社の 中間処理及び最終処分の事業場を訪問、 自らの目で確認!! 適正に処理が行われて いる産廃処理会社に処理委託することが 非常に重要です。

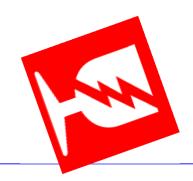
排出事業者様がひと手間工夫してはどうでしょうか。



(処理委託される廃棄物が正しく処理されることを願って!!)

食品・商品系廃棄物や機密系産業廃棄物などは、まだ物としての商品価値があることから市場に出回る恐れがあります。

その為にも廃棄物処理を委託される場合は排出企業様の方で商品価値を下げるよう(流通させないように)商品にひと手間(開封やつぶしなど)おこなう事で処理委託される廃棄物の流通防止に役立つと思います。







最後に。



(処理委託される廃棄物が正しく処理されることを願って!!)

みなさんが処理を委託する廃棄物はまだまだ**商品価値**があるものが多くあります。**不正処理・流出・流用・転売**など様々な問題が発生することが十分に考えられます。その予防策の第一歩として排出事業者の方々が自らの意思で実施できること。

それが 「<u>廃棄物処理会社の現場確認」</u>です。

是非とも皆様が依頼されている処理会社の現場をご確認していただき本当に安心して廃棄物処理を任せられる処理会社か? 自社の社会的信用を汚すことのない会社か? 現場確認されることをお勧め致します。*処理が完全終了するまで排出者責任が伴います*



ご清聴ありがとうございました。



株式会社 京都環境保全公社